

昭和五十二年公正取引委員会規則第四号

課徴金の納付の督促状の様式等に関する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条の規定に基づき、課徴金の納付の督促状の様式等に関する規則を次のように定める。
（課徴金の納付の督促）

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定による課徴金の納付の督促は、様式第一号の督促状を送達して行うものとする。

（滞納処分を行う職員的身分証明書）

第二条 法第六十九条第四項の規定により滞納処分を行う職員が携帯する身分証明書は、様式第二号のとおりとする。

附 則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六十三号）の施行の日（昭和五十二年十二月二日）から施行する。

附 則（昭和六十二年五月二日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年四月二二日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月一四日公正取引委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年二月二八日公正取引委員会規則第五号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十四年六月二〇日公正取引委員会規則第三号）

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十四年六月二十九日）から施行する。

附 則（平成十五年四月九日公正取引委員会規則第三号）

この規則は、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十五年四月九日）から施行する。

附 則（平成一七年一〇月一九日公正取引委員会規則第一〇号）

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）の施行の日（平成十八年一月四日）から施行する。

附 則（平成一七年一月二二日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

様式第1号
(表面)

<p>住所</p> <p>年 月 日</p> <p>分任歳入徴収官 公正取引委員会事務総局</p> <p>職名 氏名 印</p> <p>殿</p>	<p>14.8 cm</p>
<p>10 cm</p>	

(裏面)

第 号 督 促 状				
年度	(部)	(款)	(項)	(目)
一 般 会 計	金	円		
内 閣 府 主 管	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく課徴金			
指定期限 年 月 日				
納付場所				
<p>さきに、貴殿に対して納入の告知をした上記の金額は、納期限（ 年 月 日）までに完納されておられませんので至急納付してください。指定期限を過ぎても完納しないときは、財産差押処分をします。</p> <p>なお、納入告知書に記載したところにより計算した延滞金を併せて納付してください。ただし、この督促状が送達される前に完納している場合は、延滞金の納付の必要はありません。</p>				

備 考 督促文は必要に応じて適宜修正することができる。

様式第2号
(第1葉)

<p>課徴金徴収職員証明書</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div>	<p>第 号</p> <p>年 月 日発行</p>
<p>公正取引委員会事務総局</p> <p>内閣府事務官 氏 名</p>	
<p>年 月 日生</p>	
<p>上記の者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第69条第4項の規定により課徴金の納付命令に係る徴収金を国税滞納処分の例により徴収する職員であることを証する。</p>	
<p>公正取引委員会 印</p>	
<p>----- 7 c m -----</p>	

11 c m

(第2葉)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律抜粋

第69条第1項 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

同条第4項 公正取引委員会は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第2項に規定する延滞金を徴収することができる。

11cm

7cm